

# 東久留米市環境審議会 会議録

1. 会議名 平成 28 年度第 1 回東久留米市環境審議会
2. 日 時 平成 28 年 9 月 15 日 (木) 午後 2 時 00 分から午後 4 時 00 分
3. 場 所 東久留米市役所 7 階 703 会議室
4. 出席委員氏名 (敬称略) 杉原弘恭 (会長)、水戸部啓一 (職務代理者)、大山久仁夫、宮川正孝、猪股良子、齋藤朋矢、濱中冬行、三間優子、大坪満 (以上 9 名)
5. 欠席委員氏名 (敬称略) 重藤さわ子、宗友之、山本直 (以上 3 名)
6. 事務局職員名 山下環境安全部長、小泉環境政策課長、小平計画調整係長、浅海緑と公園係長、白旗生活環境係、齊藤計画調査係主事
7. コンサルタント会社 (アジア航測株式会社) 深見幹朗、藤原真太郎
8. 傍聴人 なし
9. 委員委嘱式
  - (1) 開会の辞
  - (2) 委嘱書交付
  - (3) 市長あいさつ
  - (4) 環境審議会委員自己紹介
  - (5) 事務局の紹介 (市・コンサルタント会社)
10. 次第
  - (1) 環境審議会について (資料 1 - 1 ~ 2)
  - (2) 会長の選出・職務代理者の指名
  - (3) 諮問書の交付
  - (4) 議 題
    - ①東久留米市第二次緑の基本計画中間見直しについて (資料 2 - 1 ~ 5)
      - ・第二次緑の基本計画中間見直し検討部会委員の選出について

②かんきょう東久留米27年度版について（資料3-1～2）

(5) その他（資料4）

#### 11. 配布資料

東久留米市環境関連条例（抜粋）	… 資料1-1
環境フェスティバル・アンケートからみる市民の環境意識	… 資料1-2
東久留米市第二次緑の基本計画概要版	… 資料2-1
東久留米市第二次緑の基本計画中間見直しについて	… 資料2-2
東久留米市第二次緑の基本計画策定スケジュール	… 資料2-3
東久留米市第二次緑の基本計画検討部会運営要領（案）	… 資料2-4
諮問書(写)	… 資料2-5
かんきょう東久留米 平成27年度（暫定版）	… 資料3-1
「かんきょう東久留米」に対する市民環境会議意見 （水とみどり部会、座長）	… 資料3-2
環境審議会日程調整票	… 資料4

#### その他配付資料

- ・第7期東久留米市環境審議会委員名簿
- ・【委員参考資料】環境基本計画・緑の基本計画を検討するにあたっての基礎的理解

#### 12. 平成28年度第1回環境審議会

- ・出欠席者の報告 出席9名、欠席3名、定足数に達しており会議は成立

(1) 環境審議会について（資料1-1～2）

【事務局】資料1-1～2の説明。

- ・市の環境行政の大元は東久留米市環境基本条例に定められており、この条例には、「目的」「市や市民、事業者の責務」などが定められている。同様に「環境基本計画」についての規定があり、策定にあたって環境審議会の意見を聞くものとなっている。環境基本計画の進行管理を図るため年次報告書を策定し公表するものとなっている。環境審議会についての規定があり、役割が記載されている。
- ・資料1-2では環境フェスティバル参加者における「関心のある環境問題」を示している。
- ・環境基本条例の規定に基づき、環境審議会規則が定められている。これには審議会の組織や会長・職務代理者についての規定がある。同様に部会を設置できる旨の記載がある。

- ・一方で「東久留米市みどりに関する条例」も関係する条例である。緑の保全に関する条例で、基本構想である「緑の基本計画」を環境審議会に諮り定めることなどが規定されている。

(2) 会長の選出・職務代理者の指名

- ・会長に杉原委員が選出され、職務代理者の水戸部委員が指名された。

(3) 諮問書の交付

- ・市長（代読：環境安全部長）より、「東久留米市第二次緑の基本計画」の中間見直しについて」を諮問

(4) 東久留米市第二次緑の基本計画中間見直しについて（議題① 資料2-1～5）

【事務局】資料2-1～5の説明。

- ・第二次緑の基本計画は、平成25年4月～34年3月までの計画で、30年3月に中間年度を迎える。
- ・計画の基本理念「水と緑と人のネットワークづくりをめざして」の元に「水と緑の将来像」や「計画の目標」を定め、この達成のための基本方針・個別目標、重点施策が定められている。生物多様性の保全のための個別目標や施策も盛り込まれている。
- ・生物多様性の保全のための取り組みが不足しており、これを注視した計画の策定をお願いしたい。すでに東京都等で行っている生物調査のデータの取得や、その他の地域の生物調査に着手している。
- ・計画の中間見直しにあたっては部会の設置を想定する。検討部会設置要領案を作成した。環境審議会からは2名の委員の選出を想定している。
- ・その他、計画の時点修正やわかりやすさの向上などに注視していただきたい。
- ・スケジュールとして2か月に1回程度検討部会を開催し、平成29年10月頃までに素案をまとめていただき、パブリックコメントを実施し、29年3月までに見直しを終了するものとしている。それぞれの節目で環境審議会への報告や、市民環境会議、庁内環境委員会等の意見聴取を行っていくものとしている。

【会長】（委員資料説明）

- ・本審議会は「環境基本計画」と「緑の基本計画」の審議を担当するものである。
- ・計画策定に関わる場所は各分野の専門家が所属する検討部会で行うことの提案があった。その場合、本審議会では、検討部会からの報告を受けて、計画（案）に対するコメントを延べて検討部会にフィードバックする。
- ・生物多様性には、生物と生息地（ハビタット）の両方の保全が求められる。東久留米市には、生物の生息地として、湧水・河川、台地面の農地・樹林地、緑

崖林、人工環境等、様々な環境があり複雑である。

- ・東久留米市の豊富な湧水はほぼ雨水が起源である。こうした地域性を踏まえた検討を行う必要がある。
- ・地方自治法の改正（2011年）に伴い、市の基本構想（総合計画）の策定義務がなくなった。そのため、個別計画をしっかりと策定し、それぞれの計画の関連をしっかりと繋げていかなければならない。
- ・只今の説明について意見・質問はあるか。

**【委員】**

- ・環境そのものは一つの要素を良くしても良くなり、全体を見ていく必要がある。そのために、緑の基本計画の見直しの中に「生物」を加える。
- ・計画の検討に際しては「全体」と「個」の関係が重要となる。
- ・緑の基本計画は、水・緑・人をつなぐものであり、今回の中間見直しでは、これに「生物」を加える事になる。
- ・「生物」は水と緑と大気が無ければ生きていけないため、「緑」の中心に「生物」を入れ、生物を維持していくということは、周辺環境を良くすることにつながる。
- ・中間見直しにあたってはこれまでの成果を評価した上で、生物多様性を包括することになる。

**【委員】**

- ・環境という言葉の持つ概念はとても広範囲である。物理的なものもあり、自然環境だけではだめだろう。
- ・資料1-2（アンケート）では、「環境教育・環境学習」の回答率が低く、回答の順位も低い。せっかく豊かな環境があっても継承する教育がないと理解が得られない。環境教育にどれだけ力を入れられるかは、今後の重要課題であると思う。

**【委員】**

- ・その件について補足する。「東久留米市第二次環境基本計画」の基本目標3「みんなで取り組む環境のまち」で、市民との関わりをどういう風に深めていくのかを最も注力して考えた。その中で、環境教育をどのようにしていくのかを施策としてかなり取り込んでいる。今年度から計画を実行し、チェック&レビューを開始するのでその中でしっかりみてもらえればと思う。

**【委員】**

- ・水と緑が大切なことは理解できるが、市内の生き物のデータが十分に整備されていないと感じている。色々な事情があつて集約できないと伺ったが、専門家の方の調査が入るので、これからが楽しみである。
- ・環境教育については、指導・運営していく側の育成や取り組みが重要であり、

地域の方が講師となる場合もあるが高齢化が進み世代交代も必要であると考え  
る。

【委員】

- ・徐々に取り組みを強化する流れになってきている。すぐには出来ないが、目標を立てて少しずつ変えていく必要がある。一度、ぜひ第二次環境基本計画を読んでいただき、ご意見をお願いしたい。

【事務局】

- ・環境教育については、資料3-1（平成27年度かんきょう東久留米 暫定版）のp31、個別目標7「環境について学び、活動につなげる」の「②学校・職場での環境教育」に記載がある。
- ・学校の先生も異動があり時間がない状況で、協力者制度で地域の方を招へいして環境教育をしている状況である。講師の方々の高齢化の問題は認識している。
- ・図書館において、東久留米を舞台にした漫画を使って市内の環境の状況を説明するイベントを開催したり、環境政策課による環境フェスティバル、環境シンポジウム以外にも、他部署での環境学習の取り組みも行われている。

【会長】

- ・地球温暖化対策の「地方公共団体実行計画」では、役所（事務事業編）と地域（区域施策編）のそれぞれで計画を策定することになっている。地域で計画を策定されると、学校や地域における環境への取り組みは必須になってくると考えている。

【委員】

- ・「環境」はなかなか認識することが難しいので、可視化を少しずつ進めていくことが必要であると考え。宣伝しても、目に留まる方と目に留まらない方、参加する方と参加しない方は変化しないと思うので可視化することが大切である。
- ・本計画が、市民が自立して参加するきっかけになればよいと考えている。

【会長】

- ・市民とつながることは非常に大事である。
- ・環境には **Environment** と **Surroundings** の二種類の解釈がある。前者は他の生物も含めた平等な概念であり、後者は人間が中心の概念である。人間だけではなく、他の生物も視野にいれて取り組んでいきたい。
- ・また、計画の見直しに際して、国連全加盟国とパレスチナ、バチカンが参加して策定した **SDGs (Sustainable Development Goals)** が参考となる。2030年を目標に取り組まないとその先の地球環境の扱いが難しくなるとして、世界各国で取り組まれている。貧困、生物多様性、持続可能な消費・生産など、全部で17のゴール（目標）、169ターゲット、230指標が示されている
- ・今回の計画の策定にはわかりやすい可視化と広い視野の位置づけが必要である。

【委員】

- ・緑被率の目標の達成は困難なのではないか。

【委員】

- ・目標は増やすことでなく、減らさないことが大事。第二次緑の基本計画では将来の為に維持しましょう、となっている。ただし、緑被率の目標が良いかどうかの議論は必要かもしれないが、現時点では現状維持しましょうとなっている。

【会長】

- ・緑の基本計画の「緑に関する目標」でも現状維持的ではあるが、増やすことにも言及されている。

【委員】

- ・農業委員会としては、地主の目線で考えている。
- ・現在の緑被率には農地や森の広場なども含まれており、市が依頼して緑を残している民有の地域も含まれる。
- ・都市農業の条件が厳しいため、相続の際に農業を継続できず、土地が処分されてしまい宅地化してしまうのが現状である。
- ・空き家は税金が付いてまわる話である。空き家を残してほしい場所については、環境だけでなく都市計画も関わってくるので1つの課だけで済まない。減っていくもの（緑）を残す為には、横の連携もとることが大事である。
- ・農地が減っていくだろうから、環境教育としての農業体験等の裾野を広げていく必要がある。
- ・教育委員会など、市の様々な部署が関与することになるだろうから、庁内で連携を図ってほしい。
- ・その上で、審議会でも、どういう形がよいのか分からないが、提言できればいいと思う。

【委員】

- ・ご指摘のとおり、土地利用計画ではそれぞれの土地について、横断的なものとして、どういう風に誘導していくのかを、環境を含めて総合的に作る必要がある。ただし、民有地や公有地、土地の財産権も関わってくるので、行政としてはなかなか難しいところだと思う。そういう意味で、まずは東久留米市が、土地利用をこうしたいという方針を示して、それに向かって環境審議会も都市計画審議会も協力する姿勢で施策をしていかなければならない。

【委員】

- ・「市」ではなく、市民を含めた「市全体」で緑を守り創っていく必要がある。
- ・行政を動かすのは市民の仕事でもある。ただし、その際には相応の負担も伴うことになる。横浜市の「緑の税」などが一例である。相続等で失われる緑を買うために作られた税金で、市民の賛同も得て実施されている。それが全てでは

ないが、市だけが全てを決めるのではない。

【会 長】

- ・ 条例にも三者（市、市民、事業者）の連携が明記されている。
- ・ また、環境は特に市の行政範囲を超えて他市との連携が必要である。
- ・ また、生物多様性の維持においては地域間の連携といったことも必要であろう。そこは市民中心で考えるのが基本だと思う。

【事 務 局】

- ・ まちづくりの方針として、平成 24 年 5 月に改定した「東久留米市都市計画マスタープラン」がある。また、用途地域の区分は都市計画で定められている。
- ・ こうしたまちづくりの方針は、各計画の改定に合わせてそれらを所管する会議で議論されているものである。その際には検討委員に環境分野の方にも入っていただき、環境関連の意見も取り入れていくものではある。
- ・ 環境審議会もこの計画もこの会議で決められるが、環境の重要なところに係るので市民、庁内環境委員会の意見も取り入れてき、今後も策定会議も策定されるのではないかとではと思う。

【委 員】

- ・ 全体を束ねると総合計画になる。
- ・ 色々な検討項目があって、きちんと進むのかは心配だが、なんらかの働きかけをしていきたい。

【委 員】

- ・ 生物多様性地域戦略と緑の基本計画や環境基本計画との棲み分けはどのように考えるのか。緑の方だと生物の生育、生息の基盤の話かなど。地球温暖化となると、気温が上昇した事で逆に生育、生息生物環境が狭くなると思うが、環境基本計画の範疇なのか。その辺はどうなっているのか。

【会 長】

- ・ 生物多様性地域戦略の受け皿としての緑の基本計画ではあるが、おっしゃるとおり生物多様性の範囲は広いので、緑の基本計画の枠に入るとかえって生息地が狭くなるなど、注意が必要である。今後、どのようなスタイルで策定するのか、中間見直しで検討してゆく必要がある。

【委 員】

- ・ 資料 2-2（東久留米市第二次緑の基本計画中間見直しについて）の「3. 生物多様性地域戦略の包括」で記載のとおり定めていきながら、組み入れ方や関係性をどうするのかを、今後検討すべきであろう。

【委 員】

- ・ 生物多様性については、東京都も近隣の市区町村の連携が必要だとの認識を持

っていて、近隣の市町村が連携して環境保全措置を実施すると補助金が交付される基金を設けている。3年前から始まったので、あと7年間は事業期間が残っている。生物多様性地域戦略の策定にも活用できるだろう。

- ・都だけでなく、市区町村集まりで協議会を行い、生物多様性をしっかりやっっていかなければならないという事で、たたき台、勉強会が既に実施されているので、これらも活用出来るのではないか。
- ・都市計画上の問題も、都市整備局で今年の3月に一つ方針「緑確保の総合的な方針」が作られ、どうやって緑の保全、確保していくのかを公表している。こういうのも、うまく活用出来ればとよい。
- ・環境教育は都としても重要だといいつつ手が出せていない。「学校教育」に組み込むためには、教師側へのアプローチが重要である。東京都において今年度から力を入れて取り組んでいる。
- ・東京都の取り組みはESD（持続可能な開発のための教育）も一つのきっかけである。昨年、名古屋や京都が取り組み始め、かなりの学校が参加している。
- ・環境省や文部科学省でも取り組みが始まっており、今後、多くの地区でも進んでいくのではないか。
- ・昨年、多摩地区でも1箇所、環境省で環境教育が行っている。環境教育については東久留米市だけでなく、区部でも試行錯誤している。市民からの問題提起もある。

【委員】

- ・親世代に対しても環境教育が大切なのではないか。教育機関がある子供ならよいが、大人に対しても大事である。
- ・小さい子どもがいても、子供が小さすぎたり、忙しくて環境イベントに参加できないことが多い。
- ・学校教育以外にも、環境教育が受けられる工夫、小さい子供がいても時間に縛られずに参加できる工夫が大事だと考える。

【会長】

- ・板橋区では、幼稚園で子供に環境教育をすることで、親が学び、地域へと繋がるプログラムにかなり前から取り組んでいるのではないか。

【委員】

- ・そうである。色々なプログラムがある。そして、どれだけ達成できたかを公表し、年に1回フィードバックしている。

【委員】

- ・いつも何かしなければ、と思っているが、子供に対して市が支援していることには、これまで加わったことがなかった。

- ・小さいお子さんがいる方でも、横浜市のように税金で払えるのであれば貢献したい人もいるのではないか。湧水などで恩恵を受けているのに、お返しする機会がないと感じている。

【委員】

- ・家庭内でのごみの捨て方の教育など、どんな家庭でも取り入れられるような取り組みがよい。
- ・イベントに関心のない人や参加できない人にも広めないといけないと考える。

【会長】

- ・身近な取り組みとして、9月10日に開催した生物多様性に関する環境シンポジウムの開催報告についてはとりまとめ中である。市内外から53名の参加があった。

【事務局】

- ・環境フェスティバルでは、市民団体の方が雑排水の捨て方などを展示されているが、やはり関心のある方が来ている。市民環境会議でもチラシを作り、HPにも載せたが、自治会さんを経由して関心のない人にも広めるように進めている。
- ・しかし、自治会にも所属していなく、広報などを見ない人に対して、どうやって広めるかが課題である。

(5) 第二次緑の基本計画中間見直し検討部会委員の選出について

【会長】

- ・策定の体制については、審議会において部会を設置し、検討を進めていきたいと思うが、よろしいか？

【委員】(各委員)

- ・異議なし。

【会長】

- ・事務局からの説明に沿い、環境審議会より2名の委員を選出したい。
- ・杉原会長と水戸部職務代理に決定した。

(6) かんきょう東久留米平成27年度版について(議題② 資料3-1~2)

【事務局】資料3-1~2についての説明。

- ・基本計画の年次報告「かんきょう東久留米」がまとまった。
- ・これに環境審議会からの評価を加えて発行していく。
- ・次回会議までに各委員の意見をいただき(10月末日まで)それをとりまとめたものを次回会議(11月末~12月初)に提出する
- ・27年度の特徴的な事業としてはP2の「前年度の環境審議会からの評価を踏まえた取り組みと今後の方向性」「その他特徴的な取り組み」にまとめた。

- ・ 26年度版において大きな改編を行ったことについて市民環境会議より意見をいただいている。
- ・ 次回28年度版での反映でも良いとも意見もあるが、取り入れられるものは取り入れている。

【会 長】

- ・ 環境の状況についての年次報告をすることが審議会の仕事の一つである。
- ・ 10月末までに、各委員から事務局に評価、意見等を送付して欲しい。

【委 員】

- ・ 12月に審議会意見まとめるということか。

【事 務 局】

- ・ 10月末までにみなさまから寄せられたご意見まとめて、文章について12月の審議会で検討して評価を決定する。

【委 員】

- ・ これ（かんきょう東久留米）をちゃんと評価してください、ということか。

【事 務 局】

- ・ そうである。

【委 員】

- ・ かなりのボリュームである。

【事 務 局】

- ・ 環境状況がビジュアル的に分かるものをということで、できればこの形にしたいと考えているが、ご意見をいただきたい。
- ・ 環境は分野が広いので確かにデータが多くなってしまう。今後の改善点としたい。

【委 員】

- ・ 資料3-2は昨年の「かんきょう東久留米」に対する市民環境会議からの意見か。今回はこの意見も含めて平成27年度版をどうするのかを審議しようとしているのか。平成27年度版についても市民環境会議から意見があるのか。

【事 務 局】

- ・ 通常、「かんきょう東久留米」の発行は東久留米市で、進捗状況の管理は環境審議会である。環境審議会が点検評価できないのであれば内容を見直すことになる。市民環境審議会からはあくまでも意見として頂いている。
- ・ ただし、平成25年度版から平成26年度版は大きく内容を変えている。大きな点では、調査データを経年的に整理して、年次報告として評価できるように変えており、それに対しての意見を頂いたということ。

【委 員】

- ・ 平成26年度版に対する意見を加味して平成27年度版ができていると考えてよ

いか。

【事務局】

- ・そうである。ただし、平成 27 年度版はまだ市民環境会議には出していない。

【委員】

- ・補足する。2 ページの「全体について」の矢印 (⇒) で記載した箇所が、指摘を踏まえて修正した点である。
- ・「かんきょう東久留米」は、東久留米市環境基本計画に基づいて、進捗がどうなっているのかを見るものである。ただし、これまでの報告書は単年度の結果が記載されているだけだったので、経年変化が分かるように整理したのが昨年度版である。
- ・今年度は修正版に基づいてきちんと評価できるかというものが大きなテーマである。

【会長】

- ・目標の点検評価と手段の評価がある。以前は、目的と手段と評価がごっちゃになっていた。今回は、目的と手段を明確に認識して、それぞれの指標について直しているつもりである。不十分であればご指摘いただきたい。

【委員】

- ・一番重要なのは、ちゃんとは取り組んでいることと、計画が進んでいて、目標に近づいているかである。

(7) その他 (資料 4)

【事務局】

- ・資料 4 の日程調整票に記載し、提出をお願いしたい。
- ・9 月 10 日に環境シンポジウムを開催し、審議会委員にも出席いただいた。「みんながこのまちの生き物係」として生物多様性のための取り組みを今後も進めていきたいと思いますという内容で講演を行った。市内外の方にご参加いただき、好評なシンポジウムであった。

(8) 閉会

【会長】

- ・全員発言していただき、本日より予定されていた全ての議題が終了した。
- ・平成 28 年度第 1 回環境審議会を終了する。ありがとうございました。